

「八王子市ツキノワグマ対応マニュアル」の策定について

1 報告趣旨

令和8年（2026年）4月及び5月に発生した「人の日常生活圏」へのツキノワグマ（以下「クマ」という。）の出没を受けて、八王子市としての対応体制等を規定した「八王子市ツキノワグマ対応マニュアル（以下『マニュアル』という。）」を策定したことから、報告する。

2 報告内容

（1）策定経緯

クマ出没事案を受け、今後に備えて、より迅速かつ的確な対応及び体制の構築が必要となり、マニュアル策定に至った。

なお、策定においては、令和7年（2025年）9月改定の「東京都ツキノワグマ対応マニュアル」及び令和8年（2026年）4月改定の環境省による「緊急銃猟ガイドライン」を踏まえ、本市の実態に即した対応体制等を明確化した。

（2）マニュアルの主な内容

マニュアルは、次の3章構成としている。

ア 第1章 出没時の対応

クマの出没状況を4段階（危機レベル1～4）に区分し、各危機レベルに応じた組織体制の構築及び対応を定めたもの。

イ 第2章 緊急銃猟時の対応

危機レベル3及び4において、4つの条件を満たす場合に実施する緊急銃猟の事前準備及び対応手順等を定めたもの。

ウ 第3章 人の日常生活圏への誘引防止と平時の取り組み

八王子市の地域特性を踏まえたクマの誘引防止策及び平時からの取組について定めたもの。

(3) 主な独自基準・取り組み

ア 「人の日常生活圏周辺」を明確化

危機レベルを判定する上で重要な要素であることから、「人の日常生活圏周辺」の範囲を、人の日常生活圏から半径 200m 以内と定義した。

イ 地域特性を踏まえた対策

本市では、緩衝帯（バッファゾーン）の確保が困難であることや、高尾山等のクマの生息域に多くの観光客が訪れるという地域特性を踏まえ、市民と行政が連携し、クマの誘引・出没防止対策を徹底することを示した。

ウ 机上訓練の実施

防除指導員や委託業者（専門業者）等との連携体制を強化し、その専門的な知見を活用することで、課題の解決及び効果的な対策の実施につなげられるよう示した。

(4) 検討体制

マニュアルは、クマ対策プロジェクトチーム（別表）にて検討し、素案を作成した。

【別表】クマ対策プロジェクトチーム

3 マニュアル及び概要版

別紙1「八王子市ツキノワグマ対応マニュアル概要版」

別紙2「八王子市ツキノワグマ対応マニュアル」

4 今後の予定

マニュアルについては運用確認及び机上訓練を実施し、その検証結果等を踏まえ、継続的に必要な見直しを行う。

公表については、令和8年（2026年）9月9日（水）にマニュアル策定についてプレスリリースを行うとともに、市ホームページやSNSで周知を行う。

また、広報はちおうじ10月1日号に記事を掲載予定。

区分	所属
統括者	経済産業部担当副市長
副統括者	経済産業部長
構成員	総合政策部長
	総合政策部危機管理参事
	財務部長
	市民活動推進部長
	生活安全部長
	市民部長
	子ども家庭部長
	環境部長
	環境部資源循環担当部長
	学校教育部長
	生涯学習スポーツ部長
	獣害対策担当課長